

わたり保育園新築工事（機械）技術資料等作成要領

令和7年3月24日の公告に基づき、わたり保育園新築工事（機械）の公募型指名競争入札に係る技術資料及び入札参加資格確認書類の作成及び提出にあたっては、公告に記載されていない事項については、この技術資料等作成要領によるものとする。

1 技術資料等の作成方法及び提出

この公募型指名競争入札に指名を受けようとする共同企業体は、本技術資料等作成要領に基づき作成された技術資料等を、次により提出すること。

（１）技術資料の提出

ア 提出場所

〒684-8501 境港市上道町 3000 番地 境港市役所建設部管理課管理係

イ 提出期間

令和7年3月25日（火）から令和7年4月15日（火）までの日（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ウ 提出方法

持参又は郵送により、提出すること。郵送の場合、必着。

（２）提出書類

ア 技術資料

（ア）配置予定技術者の資格（様式第1号）

イ 入札参加資格確認書類

（ア）共同企業体経営規模総括表（様式1）

（イ）特定建設工事共同企業体協定書（様式2）

（ウ）誓約書（様式3）

（エ）委任状（様式4）

（オ）経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

（３）技術資料の記入要領

技術資料は、以下の要領により作成することとする。なお、共同企業体名は、すべて共同企業体協定書（様式2）で定めた共同企業体名で記入すること。

ア 公募型指名競争入札の技術資料（表紙）

「共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者」の欄に構成員それぞれが記入し、さらに代表者にあつては、「共同企業体の代表者の住所、名称及び代表者」に記入すること。

イ 配置予定技術者の資格（様式第1号）

（ア）監理技術者及び主任技術者について、各構成員において1人配置予定技術者を記載すること。決まっていない場合は複数記入可。

（イ）調書には、技術者の該当資格を有することが確認できる書類の写しを添付すること。

※該当資格を有することが確認できる書類（監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証及び管工事施工管理技術検定（１級又は２級）合格証明書の写真）

記載欄が足りない場合には、本様式を複写して使用すること。

（４）入札参加資格確認書類の記入要領

入札参加資格確認書類は、以下の要領により作成することとする。なお、共同企業体名は、すべて共同企業体協定書（様式２）で定めた共同企業体名で記入すること。

ア 共同企業体に関する入札参加資格確認書類（表紙）

「共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者」の欄に構成員それぞれが記入し、さらに代表者にあつては、「共同企業体の代表者の住所、名称及び代表者」に記入すること。

イ 共同企業体経営規模総括表（様式１）

（ア）「共同企業体の名称」及び「会社名」の両方を記入すること。

（イ）「完成工事高合計年間平均」は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の完成工事高合計の完成工事高の平均欄と一致させること。

（ウ）「管工事に係る完成工事高年間平均」は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建設工事の種類別の管工事の完成工事高の平均欄と一致させること。

（エ）「管工事に係る経営状況分析の評点」は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建設工事の種類別の管工事の総合評定値欄と一致させること。

ウ 共同企業体協定書（様式２）

共同企業体名は、必ず最初に工事名を、最後に「特定建設工事共同企業体」を付けること。

協定書の副本（印影の明瞭なもの）を提出すること。

エ 誓約書（様式３）

「共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者」の欄に構成員それぞれが記入し、さらに代表者にあつては、「共同企業体の代表者の住所、名称及び代表者」に記入すること。

オ 委任状（様式４）

委任する場合には提出を要し、様式の項目とする。

（５）提出部数

技術資料及び入札参加資格確認書類の提出は各１部とする。控えが必要な場合は、開札後に提出すること。

（６）技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

2 入札参加者の指名について

- (1) 技術資料及び書類の提出をもって、提出者に入札参加の意思があるものとみなす。
- (2) 入札参加希望者の中から指名業者を選定し、選定された指名業者に対し、その旨通知する。
- (3) 指名しなかった技術資料等提出者に対しても、指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を付して、その旨通知する。
- (4) 上記（3）の通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に、本市に対して、書面により非指名理由の説明を求めることができる。
- (5) 前号の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に書面により行う。

3 その他の留意事項

- (1) 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。
- (3) 技術資料等の作成及び工事内容に関する説明会を行わない。
- (4) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- (5) 条件を具備した技術資料等提出者が1者（1共同企業体）のみの場合でも、本件入札は執行する。
- (7) その他不明な点についての照会は、境港市建設部管理課管理係（電話番号 0859-47-1073）に対して行うこと。